

## 市民活動支援指針改訂検討委員会報告書素案

## 素案の概要

- 1章…委員会で主に配布資料をベースに確認した現状について整理して記載
- 2章…委員会で行った支援に係る課題と今後の方向性についての主な意見を記載  
(特に前回第6回委員会)
- 3章…1章、2章の内容をベースに、今後の川崎市の市民活動支援のあり方について提言

はじめに .....	2
第1章 市民活動をめぐる現状の確認 .....	3
1 市民活動の意義と特徴 .....	3
2 市民活動をめぐる法制度等の整備 .....	4
3 市民が市民を支える仕組み .....	5
4 川崎市における活動支援施策の現状 .....	7
5 市民活動施策に係る課題 .....	9
6 まとめ .....	10
第2章 市民活動支援に向けた課題と具体的方策に関する調査審議 .....	12
1 活動主体や活動形態の多様化 .....	12
2 中間支援機能 .....	12
3 活動の段階的支援 .....	13
4 活動の場の確保 .....	14
5 市民間の連携の強化 .....	14
6 人材の確保や人材マッチング支援 .....	15
7 活動資金 .....	16
8 行政の役割及び体制 .....	17
9 その他の意見交換（「公益性」の概念について） .....	17
第3章 今後の川崎市の市民活動支援に関する方向性への提言 .....	19
1 市民活動支援指針の果たした役割と今後の市民活動支援のあり方について考慮すべき視点について .....	19
2 多様な主体による連携・協働に向けた新たな考え方の整理について .....	22
さいごに .....	25
資料編 .....	26

### はじめに

川崎市市民活動支援指針（以下、「支援指針」といいます。）は、市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援基準づくりを目的に、平成13（2001）年9月に策定されました。この指針を基本的な施策の柱として、平成15年に全市的な市民活動支援拠点「かわさき市民活動センター」が設置され、幅広い市民活動支援の取組が実施されてきました。また、各区に市民活動支援コーナーが設置され、地域の活動の打ち合わせや資料作成に活用されるようになるなど、市民活動を様々な側面から支える仕組みが整備されてきました。各区では、協働提案型事業による市民活動団体との協働事業など、市民活動団体の特性を尊重して行政のパートナーとして公共をともに担っていく取組も行われています。平成16（2004）年には、情報共有・参加・協働を自治運営の三原則とする川崎市自治基本条例が制定され、平成21（2009）年には行政と市民活動団体が協働して事業を実施する際の基本的な考え方と手順を示した「協働型事業のルール」が策定されるなど、市民活動団体が地域で活躍していくために必要な制度がひとつとおりました。

指針が策定されてから10年余りが経過するなかで、川崎市内の市民活動は大きく成長し、幅広い分野で活動の一層の広がりを見せています。また、地域課題の解決に向けた活動では、ボランティア団体や特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」といいます。）に限らず、町内会・自治会、企業、大学などの多様な主体が自律的あるいは連携して取組を行うなど、多様性も増しています。指定管理者制度など、指針策定当初には想定されていなかった制度も導入され、市民活動の活躍の場は行政がこれまで担っていた領域にも広がっています。

このような背景の下、現行の支援指針の検証・見直しを行い、より現状を踏まえたものへ改訂することを目的として、平成26年1月に川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会（以下、「本委員会」といいます。）が設置されました。7回の委員会及び2回の小委員会が開催され、市民活動の定義や公益性の議論をはじめ、指針に基づくこれまでの市民活動支援施策の経緯や、多様な主体による活動の実態を確認するとともに、市内の市民活動団体が現在抱える課題等を調査しました。そして、課題に沿って必要とされている支援項目を整理した上で、環境の変化に即した今後の市民活動支援の方向性と、近年顕著になっている幅広い活動主体の実態に即して新たに考え方を整理すべきポイントの2点についてとりまとめました。

本報告書の構成は3章構成となっており、第1章では市民活動をめぐる現状の確認を行い、第2章では、現状確認を受け、今後の方向性について調査審議した内容を議論の記録の意味も兼ねて整理しています。そして第3章では、今後の方向性について本委員会としての提言を取りまとめています。この報告書が川崎市の市民活動支援にとって新たなステージの礎となることを期待します。

## 第1章 市民活動をめぐる現状の確認

本委員会では、市民活動の多様化や中間支援の現状など、現在の川崎市における市民活動をめぐる状況をみた上で、市の支援施策などについて確認を行いました。

### 1 市民活動の意義と特徴

#### (1) 市民活動の役割

- ・市民活動は、地域の身近な課題意識を出発点として、自発的に課題解決に取り組みながら、サービスを必要としている人とサービスを提供する活動団体とをつなげる役割を担ったり、必要に応じて行政との仲立ちを行ったりすることを通じて、活動を地域に拡げていきます。
- ・これまで市民活動団体が必要性を認識し先駆的に行っていた活動内容が、次第に多くの人に必要と認められ、新たに行政によるサービス提供の対象となる事例もあるなど、自主的・自発的に始まった活動が第三者のための活動に発展していくというダイナミズムがあります。

#### (2) 市民活動の主体や規模

- ・市民活動には、一般的に狭義の市民活動と言われるようなボランティアグループや任意団体、活動を発展させて法人格を取得する団体（NPO法人等）による活動に加え、町内会・自治会などのコミュニティ活動や、介護保険事業などの事業性の高い活動なども広い意味で含まれます。
- ・市内でも多様な市民活動が展開されていますが、その規模を正確に把握することは困難です。狭義の市民活動団体についてその規模を探ると、平成26年3月末現在で、かわさき市民活動センターに利用登録をしている団体だけでも634団体あります。
- ・また、川崎市内で認証を受けているNPO法人は、平成26年3末日現在、336法人あり、分野別内訳を見ると、「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」が最も多く、次いで「子どもの健全育成を図る活動」、「社会教育の推進を図る活動」の順となっています。**川崎市内の団体数の変化について記述又は図表を掲載する**

#### (3) 活動主体や手法の多様化

- ・平成13（2001）年に策定した支援指針では、市民活動とは、「ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動」と定義しています。支援の対象となる市民活動については、「狭い意味での市民活動団体（例えば特定非営利活動法人格取得団体やそれに準じる団体など）に限定することなく、地域や職場をベースに結成された任意のボランティアサークルであっても、支援の対象とする。また、川崎市内で活動を行っていれば、その事務所の所在地は、問わない。」と幅広い活動を対象としています。当初

無償のボランティア団体が対象の中心として描かれていましたが、事業性の高いNPO法人や公益財団法人による活動や、大学や企業による活動など、活動の主体は多様化しています。

- これらに加え、地域社会の課題解決に向けて、住民やNPOなど、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むソーシャルビジネス／コミュニティビジネス（SB／CB）なども近年増加しています。また、金融機関などの企業や大学など教育機関が社会的な責任に関する活動や地域への貢献活動を行うことも増えており、市民活動という言葉の範囲を超えて、地域の課題解決などに取り組む担い手は拡大してきています。

#### （４）市内のさまざまなコミュニティの活動の実態

##### ア 区域に応じた活動

- 地域では、様々な規模や形態のコミュニティが活動しています。例えば、最も身近な単位の一つである町丁の範囲では、町内会・自治会をはじめとして、子ども会や老人会、自主防災組織などが日常的に活動しています。小中学校区や地区の範囲では、PTA、地域教育会議や地区町内会連合会や地区民生・児童委員協議会などが活動しています。区や市の範囲では、各活動団体の区及び市レベルでの連合体として様々な協議会などが組織されています。

##### イ コミュニティにおける活動拠点

- コミュニティにおける活動の拠点としては、町丁の範囲では町内会館・自治会館、小中学校区の範囲では小中学校をはじめとして、こども文化センター、いこいの家などの施設、区の範囲では区役所・支所や市民館・分館、区社会福祉協議会などの団体や施設、市の範囲では、市役所をはじめ、かわさき市民活動センター、川崎市社会福祉協議会などの団体や施設があります。
- コミュニティでは、幅広い分野でさまざまな団体が活動していますが、それぞれの特性に応じて対象分野や活動区域が異なり、その活動内容も様々です。

## ２ 市民活動をめぐる法制度等の整備

### （１）公益法人改革

委員会での議論はなかったが、事務局にて短い説明文を挿入予定

### （２）特定非営利活動に関する法制度

- 平成7（1995）年の阪神・淡路大震災では市民のボランティア活動が大きな力を発揮しました。このような市民の自主的・自発的な活動を活性化するための環境整備とし

て、それまでの社団法人や財団法人とは違った、より簡便に法人格を得ることのできる法人制度が必要とされました。

- ・こうした要望に応えるため、特定非営利活動法（NPO法）が平成10（1998）年に超党派議員による議員立法として成立しました。制定当時、対象分野は12分野あり、都道府県及び経済企画庁（現在の内閣府）が認証事務を担っていました。
- ・平成15（2003）年に法改正が行われ、活動分野が17分野へ、さらに平成24（2014）年には20分野へと拡大され、その間、設立の認証申請手続の簡素化が行われるなど、NPO法人の健全な発展のための環境整備が図られてきました。
- ・川崎市においても、平成22（2010）年4月に神奈川県から地方自治法に基づき認証事務が移譲され、さらに、NPO法改正を受け、平成24（2012）年4月から新たに所轄庁として認証等事務を実施しています。

### （3）寄附による活動支援制度の拡充

- ・NPO法人に対する個人や法人からの寄附を増やし、その活動を支援する目的で、平成23（2011）年6月にNPO法等が改正され、多様な税の優遇措置が受けられる「認定NPO法人」になるための基準が緩和されるとともに、スタートアップ支援として、認定基準のうち一部の基準を免除する仮認定NPO法人制度が新たに導入されました。併せて、認定等事務の窓口が、国税庁から都道府県・指定都市へ移管されました。
- ・「認定・仮認定制度」とは、運営組織や事業活動が適正で、公益の増進に資するものとして一定の基準を満たすNPO法人に対し、寄附金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。
- ・さらに、市民のNPO法人に対する寄附の気運を醸成することにより、市民による相互支援を促進し、市内におけるNPO活動の健全な発展を図ることを目的に、いわゆる「条例指定制度」が創設されました。認定を受けていないNPO法人でも、各自治体が個別に条例で指定すれば、個人住民税の寄附金控除の対象にできるようになり、川崎市では、平成24年（2012）年7月に本制度を導入しました。なお、平成26（2014）年3月末日現在、神奈川県下では、川崎市のほか、横浜市、相模原市の指定都市をはじめ、10市町が導入しています。
- ・平成26（2014）年3月末日現在、市内における認定NPO法人は3法人、仮認定NPO法人は1法人、条例指定NPO法人は5法人となっています。

## 3 市民が市民を支える仕組み

支援指針における市民活動支援の基本的な目的は、市民活動の発展に向けて、市民社会の中で市民同士の「相互支援」システムが形成されていくことを促進し、応援していくことにありました。本委員会では、市民が市民を支える仕組みとして、以下の具体的な川崎市の施策や民間の中間支援組織の機能について確認しました。

### (1) 参加と協働による市民主体のまちづくりの推進

- ・川崎市は平成16（2004）年12月に自治基本条例を制定し、情報共有、市政への参加、市と市民の協働を自治運営の三原則として、市民主体のまちづくりへ向け様々な取組を進めています。そのなかで、平成18年度から各区に区民会議を設置し、参加と協働の拠点である区における課題について調査審議するとともに、具体的な課題解決に向けた取組の検討などを行っています。
- ・また、7つの行政区のうち5区に公募市民等で構成するまちづくり推進組織が置かれ、地域における活動の実施主体として、あるいは地域の活動を支える中間支援的な役割を担い活動を行っています。

### (2) 中間支援組織による活動支援

支援指針では、4つの活動資源等の提供について、「行政がそれらを提供する際には、できる限り『中間支援組織』を通して行う」としています。それは、活動資源が「市民社会の中で、市民活動団体の自主性を尊重し、柔軟かつ、公開性と透明性のある仕組みで提供されていくためには、行政が直接関わることは極力避け、市民の参加とチェックを前提に、中間支援組織にゆだねられることが求められる。」からです。川崎市も出捐している公益財団法人かわさき市民活動センターは、全市全領域にわたる市民活動の中間支援組織として、4つの活動資源の提供や相談窓口の設置等を行っています。

- ・そのほか、市内における中間支援的な活動としては、「麻生市民交流館やまゆり」を拠点として場所の提供や相談窓口、情報提供などの各種支援を行う特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンターや、多摩区・中原区を拠点として市民ファンドやコミュニティ・カフェ、コミュニティビジネス支援などを行う特定非営利活動法人ぐらす・かわさきなどの活動があります。
- ・また、市内には、共通の分野や地域をテーマとしてNPO同士がネットワークを形成する各種連絡会・協議会なども多数あり、参加団体間での情報共有を行っています。活動に関する助言や助成金の交付などを行っている中間支援組織もあります。

### (3) 寄附による活動への支援

- ・市民活動を支える資金支援の仕組みとしては、従前からNPOやボランティア団体に対する個人や法人からの寄附や、赤十字等への募金などが行われています。近年は、公益財団法人などが基金を準備して市民によるファンドを創設し、個人や企業などから寄附金を募って、それを団体への助成や融資等に活用する動きも全国的に見られます。川崎市市内でも、市民が主体的に寄附を募って運営する市民ファンドの設立準備の動きが見られます。
- ・寄附を募る手法も多様化しており、民間の助成団体などでは、インターネットを通じて

## 市民活動支援指針改訂検討委員会報告書素案

寄附を募るクラウドファンディングの活用が盛んになってきています。

### 4 川崎市における活動支援施策の現状

#### (1) 支援指針に基づく市民活動推進施策

- ・前述のように、支援指針は平成13（2001年）年9月に策定され、①人材育成、②資金の確保、③活動の場、④情報の共有化の4つの活動資源と、中間支援組織、市民活動推進委員会について取りまとめています。
- ・この指針に基づき、平成15（2003）年4月にかわさき市民活動センターが設置され、全市域・全領域に渡る市民活動の中間支援組織・全市拠点としての機能を担うことになりました。
- ・また、平成14（2002）年1月から平成24（2012）年6月までの5期10年にわたり、市民活動推進委員会が設置され、指針に基づく事業の推進、市民活動の具体的な支援策について検討を行いました。

#### (2) 全市・全領域の市民活動支援拠点「かわさき市民活動センター」

- ・かわさき市民活動センターは、公益財団法人かわさき市民活動センターが運営する全市・全領域に渡る市民活動の中間支援組織です。現在JR南武線・東急東横線武蔵小杉駅から徒歩数分の高層ビルの1階に位置し、市民活動に関する各種講座の開催、会議室、フリースペースなどの場の提供、ポータルサイト「応援ナビ・かわさき」の運営、ボランティア・市民活動情報誌「ナンバーゼロ」やボランティア募集冊子「ボラ・ナビ」などの作成、「かわさきボランティア・市民活動フェア」や「ごえんカフェ」などの市民活動交流事業の開催、市民活動相談などを行っています。
- ・また、川崎市からの補助金等を原資に平成16（2014）年に「かわさき市民公益活動助成金」を創設し、審査委員会による審査を経て市民活動団体への助成事業を行っています。平成16年度の制度開設以来平成24年度末までに合計503件、総額174,600,181円を交付しています。その分野別内訳は保険・医療・福祉分野が全体の約4分の1を占め、続いて子どもの健全育成分野と、文化・芸術・スポーツ分野がそれぞれ全体の5分の1程度を占め、まちづくり分野が10分の1程度と続きます。

(表の挿入)

#### (3) 区役所における市民活動支援

- ・区レベルでは、区役所が参加と協働の拠点としての機能を担っています。活動拠点としては、区ごとに区役所・出張所や市民館・分館内等に区民活動支援コーナーなどの市民活動支援拠点を設置しています。麻生区では、麻生市民交流館やまゆりを拠点としてNPO法人「あさお市民活動サポートセンター」が委託を受け市民活動の支援に関する事業を担っています。

## 市民活動支援指針改訂検討委員会報告書素案

- ・区と市民との協働事業としては、地域課題や生活課題の解決に向け市民が市民館・分館と協働で行う市民自主学級・市民自主企画事業や、区役所が主体となって区民の参加と協働により実施する地域課題対応事業などがあります。
- ・資金支援としては、まちづくり推進組織やNPO法人を通じた助成事業を実施している区もあります。
- ・各区において区役所横断的に市民活動の担い手となる人材育成に取り組むため、市民が地域で活躍できる機会を創出し、地域課題の解決に取り組むことができる仕組みを整えるための基本的な考え方等を示した地域人材育成基本方針を策定している区もあります。
- ・その他、まちづくり推進組織が中間支援的な役割を目指して活動している区もあり、ウェブサイトや冊子作成等を通じた情報提供や、交流イベントなどを実施しています。

### (4) ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスに対する支援

- ・住民、NPO、企業などさまざまな主体が、地域社会の課題解決に向けてビジネスの手法を活用して取り組むのが、ソーシャルビジネス／コミュニティビジネスです。
- ・川崎市では、市内のNPO法人へ委託しコミュニティビジネス相談窓口を設置して、相談や企画講座の実施や相談窓口の設置、メールマガジンの配布等を行っています。また、事業の経営相談等について、公益財団法人川崎市産業振興財団が実施するワンデイコンサルティングも活用しています。
- ・資金支援の制度として、コミュニティビジネスを行おうとする市内のNPO法人に対する融資制度や商店街を活用した支援事業が整備されていますが、実績は多くありません。
- ・人材育成の取組として、川崎市と専修大学の協定に基づき、両者が連携して「KS（川崎・専修）ソーシャル・ビジネス・アカデミー」を開講し、ソーシャルビジネスに関する座学・グループワーク、現場研修などを実施しています。すでに修了生は●●人を超え、その中から起業する修了生も出ています。

### (5) その他

- ・町内会・自治会への支援としては、全市的な拠点として「川崎市総合自治会館」が中原区に設置されており、同会館の管理運営を行う公益財団法人川崎市市民自治財団が、町内会・自治会会館など地域自治施設の土地および会館の寄付受入及び貸付や、研修会・講演会などの実施、市民自治活動に関する情報及び資料の提供、相談などを行っています。
- ・町内会・自治会は地域が必要とする幅広い活動を行っており、地域での活動に応じて、補助・助成金等が交付されています。
- ・その他、例えば福祉分野においては社会福祉法人川崎市福祉協議会が、男女共同参画の分野においては川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）が、それぞれの分野での全市的な中間支援組織としての役割を果たしています。

- ・このほかにも、市内のNPO法人による連絡協議会や、市民活動団体自身が分野ごとの課題共有や解決のための連絡会等を結成するなど中間支援的な役割を担う事例もあります。

### 5 市民活動施策に係る課題

支援指針の策定後、川崎市では幅広い市民活動支援の取組を実施してきましたが、市民活動団体と事業を実施する上での施策上の課題も見えてきました。

#### (1) 幅広いニーズへの対応の必要性

- ・かわさき市民活動センターによる市民活動団体へのアンケート結果や、平成25年度に川崎市が委託により実施した市民活動の**実態調査**（※調査結果の概要等を別途記載する）からは、指針に掲げる4つの活動資源（人材・資金・活動の場・情報）に対するニーズは依然として大きいことがわかります。また、活動する上での課題を解決するために必要なこととして、団体運営のスキルアップにつながる研修の充実や、行政のみならず他の市民活動団体、町内会・自治会、とりわけ企業等との連携を望む団体が多く、活動資源の単なる提供にとどまらない支援が必要とされています。

#### **表を挿入**

- ・市民活動団体の多様化が進展し、設立初期の団体には4つの活動資源等の直接的な提供が効果的であるに対し、より成熟した団体に対しては、多様な主体との連携のためのネットワーク構築や、専門家による事業立ち上げ期の伴走（ハンズオン）支援といった団体の事業性や自立性を高める支援を充実させるなど、団体の状況に応じたきめ細かな支援が求められています。
- ・さらに、各局・区などの行政だけでなく、民間の支援メニューも多様になっている一方で、必ずしも個々の市民活動団体が最適な支援にたどり着けていないという声もあることから、団体のニーズと支援メニューのマッチングにも課題があります。

#### (2) 施策体系上の課題

##### ア 自治推進委員会報告

- ・川崎市自治推進委員会は、自治基本条例に規定する自治運営の基本原則に基づく制度等のあり方に関して調査審議することにより、市民自治の確立に寄与することを目的として設置されています。平成26（2014）年3月に第4期自治推進委員会から提出された報告書では、条例に基づく取組の総合的な評価として、協働に関する取組について何点か指摘を受けています。
- ・具体的には、行政と市民活動団体が事業を実施する際の標準的な手続を定めた「協働型事業のルール」について、汎用性を高めるためにシンプルで分かりやすいものとしてい

くための検討の必要性や、「協働」に関する考え方の整理、市民活動団体だけではなく、幅広い団体による連携・協力の取組への支援の必要性、市民間の連携・協力への対応などについての指摘がありました。

### イ 平成25年度包括外部監査報告書

- ・包括外部監査人及び補助者により実施される監査について、平成25年度の監査テーマは「協働によるまちづくりに関する事業についての事務」となっており、市の幅広い事業について監査を行ったところ、協働の推進について、現在自治基本条例と市民活動支援指針のみが整備されており、全庁的な視点から見た協働の推進に関する事業の具体化が不明瞭であるとされ、以下のような指摘・意見を受けています。
  - ①協働に関する基本的な考え方及び計画の策定が必要であること。
  - ②協働事業の成果の振り返りと検証が可能な目標の設定が必要であること。
  - ③全庁的・横断的な視点から協働の推進を担う体制を構築するとともに、自治基本条例の理念や協働に関する基本的な考え方にしたがって協働の推進が行われているかどうかといった検証や事業管理、モニタリングを実施する体制が必要であること。

これらの提案や指摘は、市民活動支援の考え方に直接的・間接的に影響を及ぼすものであり、今後の施策の構築において、尊重すべきものといえます。

## 6 まとめ

- ・市民活動と呼ばれる活動の範囲やその手法及び主体は、本指針の策定時と重複する部分があるものの、より多様性を増してきています。
- ・行政が独占的に担ってきた公共サービスについても、事業の外部委託のみならず、指定管理者制度や協働型事業の実施など、民間の担い手の領域が拡大しています。行政と民間の活動の境界線を明確に引くことは難しいですが、地域における担い手は、主として行政が担っていた時代から、行政や市民活動団体、町内会・自治会、企業市民、教育機関など、多様な主体が担う時代へと変化しているといえます。
- ・一方で、本市の市民活動への支援施策は、活動拠点の整備や資金支援、協働型事業など、各局・区によって幅広く実施されていますが、それぞれの事業目的に基づいて個別に実施されていることから、必ずしも施策間で相互に柔軟な連携が取られているとはいえない状況があります。
- ・各区の市民館等で市民自主企画事業など、市民活動団体の立ち上げ的な事業を行っていますが、そうした初動期の支援から、やがては区の地域課題解決事業の受託者になるといったような担当課をまたがる切れ目のない段階的支援のイメージの共有は、地域人材育成指針の策定などで一部の区で始まったばかりです。
- ・かわさき市民活動センターは全市・全領域の市民活動の中間支援組織であり、可能な範

## 市民活動支援指針改訂検討委員会報告書素案

---

圏で各局・各区の施策の把握に努めてはいますが、すべての組織を横断的につなぐ機能には至っていません。また、市民活動センターが行っているかわさき市民公益活動助成金についても、スタートアップ助成への申請団体の数が伸び悩み、ステップアップ助成についても新規申請団体数の増加が課題となっていることから市民活動団体のニーズと支援のあり方について、再考する必要もでてきています。

- ・外部委員会等からの報告・指摘にもあるように、近年の幅広い活動主体や活動手法に対応した協働のあり方や、市民間における連携に対する対応のあり方について、現在全庁的に整理されているものがないことから、分野間を総合的に調整し、事業管理を行う規範となる考え方の整理が必要となっています。

## 第2章 市民活動支援に向けた課題と具体的方策に関する調査審議

地域で活動する課題解決に取り組む主体にとって、どのようなことが課題となっているのか、また、今後求められる施策の方向性はどのようなものなのか、以下8つの論点に沿って意見交換を行いました。

### 1 活動主体や活動形態の多様化

#### (1) 課題に関する主な意見

- ・企業のCSR（社会貢献）活動やソーシャルビジネス／コミュニティビジネスなど、地域課題の解決に取り組む活動主体の形態や活動の幅が広がってきており、このような活動に対する評価を積極的にしていく必要がある。
- ・ソーシャルビジネス／コミュニティビジネスへの社会的認知を深めるための行政の取組も必要である。
- ・川崎市には大企業が多く立地しており、川崎市らしい企業のCSR活動があってもよい。

#### (2) 今後の方向性に関する主な意見

- ・市民活動支援だけではなく、ソーシャルビジネス／コミュニティビジネス、企業のCSR活動、町内会・自治会発の取組や、大学の地域連携の取組など、地域において組み込まれている多様な活動に対応した支援指針が必要である。
- ・例えば、福祉などの分野では、公共サービスの提供の一端を担っている市民活動団体も多い。市民活動の公共的な側面を捉え、行政と市民活動の関係性を整理することも必要である。
- ・市民活動団体の活動には、生涯学習やボランティア活動、行政が行わないサービスの提供、行政からの委託を受けたサービス提供、事業性が高い活動など、様々な形態があることを認識しておく必要がある。

### 2 中間支援機能

#### (1) 課題に関する主な意見

- ・中間支援のみを行っている団体は、活動支援やエンパワーメントをミッションとしているため、安定的な収入が見込めず、組織の長期的な展望を描きにくい。積極的に中間支援を行っていくためには人員や予算面などの組織の体力補強が不可欠である。
- ・活動主体が多様化しているのに対し、行政が関与している中間支援組織は、NPO、企業、福祉団体など、活動主体の形態に応じて中間支援を行っており、一つの窓口で総合的な相談に対応できるような支援が行われていない。
- ・活動形態や内容の多様化に、全市・全領域の活動拠点として位置付けられているかわさき市民活動センターの支援体制が対応できない部分も出てきているのではないかと。

- ・区役所に活動支援コーナーが設置されているが、中間支援的な機能は乏しい。相談やコーディネートにも対応できる中間支援機能を持つ拠点があることが望ましい。
- ・活動団体同士がネットワークを形成し、議論していくことにより、必要な支援ニーズを把握し、支援の仕組みを自ら作り上げていくことが望ましい中間支援の形なのではないか。

### (2) 今後の方向性に関する主な意見

- ・活動の多様化に対応できるよう、ワンストップで総合的な活動支援を実施できる中間支援拠点が必要である。
- ・中間支援の役割を担っている既存の機関や活動主体の活用を含めた検討が求められる。
- ・中間支援拠点は、区、あるいは南・中・北部など、より狭域にあることが望ましい。
- ・現在、各区で行われている活動支援の取組の強化が必要である。
- ・中間支援機関同士や行政との間のネットワークや連携を強化していく必要がある。
- ・民間の中間支援組織も対象としながら、かわさき市民活動センターと区の支援拠点等との連携・相談体制の強化が必要である。
- ・仮に中間支援機能を新たに整備する場合には、指定管理者制度の導入による市民活動団体による運営が望ましい。

## 3 活動の段階的支援

### (1) 課題に関する主な意見

- ・市民活動の発展への道筋や段階、それに伴う人材や資金繰りの状態などは様々であり、課題や支援ニーズも多様である。
- ・長年地道に地域の課題の解決に安定して貢献し、必要とされているような団体もある。発展段階モデルをつくっても、全ての分野、団体がそれに当てはまるわけではない。
- ・既存の支援施策が団体の実状やニーズに合致していないことがある。活動団体の実状を調査し、発展段階をある程度類型化することで、よりきめ細かな支援を行うことが必要ではないか。
- ・自立化や事業化に向けた支援と活動継続へ向けた支援とを区別して支援を行う必要がある。
- ・特に自立支援や経営支援、法的課題や対策等においては、専門的支援が必要である。

### (2) 今後の方向性に関する主な意見

- ・会計士、税理士、社労士、司法書士などの専門職種による会計・労務・法務等の相談や派遣の仕組みがあるとよい。
- ・活動の発足期、継続期、発展期など、段階に応じた支援を充実させていく必要がある。現行のかわさき市民活動センターの支援制度についても、段階的支援機能を持ったもの

へと発展・充実していくべきである。

- ・市民活動には多様な発展経路があるということを認識し、専門的な人材や行政、地域の共益団体、学生などの連携によるハンズオン支援の強化が不可欠である。

#### 4 活動の場の確保

##### (1) 課題に関する主な意見

- ・川崎市内は、特に利便性が高い地域ほど家賃も高いが、地域の人たちに活動を見てもらい共感を得るためにも、活動拠点となる場所の確保は重要である。
- ・法人格を有していない場合、不動産の賃貸借を個人名で行わざるを得ず、個人への負担や運営面での不便が大きい。
- ・どのような施設が使用可能かどうか情報を一括して把握できるシステムがない。
- ・かわさき市民活動センターのブースは団体が事務所スペースを借りられるので有意義だが、数が少なく、賃料も高い。
- ・市民活動やソーシャルビジネスやコミュニティビジネスのインキュベーション施設がない。

##### (2) 今後の方向性に関する主な意見

- ・空き店舗・空き家や大学・民間スペースなどの積極的な活用に向け、情報提供などの仕組みを整えたり、空き店舗・空き家を手軽に利用できる仕組みが構築できるとよい。
- ・空き教室などの遊休施設や民間シェアオフィスなどを活用した市民活動オフィス、ソーシャルビジネスインキュベーション施設があるとよい。
- ・人材に関する情報、場に関する情報などの共有化に向けた検討が必要。

#### 5 市民間の連携の強化

##### (1) 課題に関する主な意見

- ・市民活動団体同士が意見を出し合う場や、代表者たちが集まる機会があっても、そこで出された意見を活動や課題解決に結びつける機能までは至っていないと感じる。
- ・市民活動団体が連携することで、相互の抱えている課題解決やサービスの受け手へのより充実したサービスの提供につながることもある。
- ・多様な主体が出会い、互いの活動を知ったり連携したりするきっかけが必要である。
- ・中間支援組織同士や行政部局と中間支援組織間のネットワークや連携が不足している。

##### (2) 今後の方向性に関する主な意見

- ・情報交流や出会いの機会を創出することを目的とした、地域課題に応じて関係者が集うサロンの実施（区民会議の活用）などによる多様な主体の連携を実施する。
- ・市民活動団体と地域における活動団体（町内会・自治会や商店会、老人会等）との連携

など、地域課題の解決を軸とした多様な主体の連携が必要。

- ・地縁型活動とテーマ型活動など、異なるタイプの地域活動に携わる人材と一緒に受講し、互いの活動を知る講座を実施してはどうか。

### 6 人材の確保や人材マッチング支援

#### (1) 課題に関する主な意見

- ・専従職員や有給職員、専門家の確保が困難である。無償ボランティアに頼らざるを得ないが、無償では活動意欲の持続や、安定的・継続的人材確保が難しいことがある。
- ・活動への理解を広げるためには情報発信が重要だが、専門的人材の確保が困難であり、PRにかかる費用が高額である。
- ・地域への参加意欲を高める仕組みと、参加意欲のある人が参加できる仕組みの両方が必要である。参加できるようにするためには、受入側である活動団体にも受入への意欲や体制が必要である。
- ・市内の既存の制度や実績のある団体を活用したコーディネート・マッチング強化が必要。
- ・団体間をつなぎ、活動を成長させていくためには、つなぎ手（コーディネーター）の確保・育成が不可欠である。
- ・つなぎ手になるには、両方の場に顔が利くことが重要。役職だけつくっても機能しないことがある。
- ・本来の活動内容や業務とは別に、利用者のニーズに合わせて他団体を紹介するなど、コーディネートの役割を果たしている団体もある。
- ・団体の関係者自身が交流の場へ研修などの場などに出ていき、積極的に情報収集したり、人脈を広げていくことも重要だ。
- ・コーディネーターには専門的なスキル、情報量、調整能力が求められる。サービス提供により対価を得るものではないため、それを誰が担い、費用を負担するのかが課題となる（地域包括ケアシステムの検討過程でも、同様の課題が指摘されている）。

#### (2) 今後の方向性に関する主な意見

- ・会計士、税理士、社労士、司法書士などの専門職種による会計・労務・法務等の相談の仕組みがあるとよい。
- ・地域の課題解決にあたる核となる人材をプールし、必要に応じて団体へ派遣し活動の指導にあたるような仕組みを導入できないか。
- ・KSソーシャル・ビジネス・アカデミーやプロボノと提携した人材育成や、修了者・経験者を活用した人材ネットワークづくり、相談体制、人材育成プログラムが求められる。
- ・研修講座修了者に活動のインセンティブを与える仕組みを検討してはどうか。
- ・「地域マイスター」など、地域における市民プロデューサー・キーパーソンの育成・支援の仕組みづくり。

## 7 活動資金

### (1) 課題に関する主な意見

#### ①助成金関連

- ・補助・助成金は人件費や家賃に充当できないため、必要な事業であっても、事業が拡大していくにつれ団体の持ち出しも多くなっていくというジレンマに陥ってしまう。・補助・助成の必要性が高くても、継続して受領できるかは不透明で、活動の長期的計画等が立てにくいことがある。また、新規団体にとって補助・助成への参入が難しいことがある。
- ・助成金制度の目的は市民活動の事業に対する資金支援だが、団体にとっては資金を得ることが目的となってしまう。

#### ②事業委託関連

- ・事業委託は活動資金確保の手法の一つであるが、行政からの委託事業は、人件費算定が低く、市民活動団体が安く使われていると感じる。
- ・受託による業務に忙殺され、本来の活動ができなくなってしまう危険性がある。
- ・市民活動の趣旨・目的にあった委託事業や指定管理事業が少ない。
- ・委託事業や指定管理事業の募集期間や書類提出までの期間が短く、書類作成に不慣れなことが多い市民活動団体にとって応募しにくい状況がある。・指定管理者等の事業委託の目的はよりよいサービスの提供であり、事業費を下げることは副次的効果に過ぎない。行政と指定管理者との間の対等性が確保されるべきである。

#### ③寄附や民間資金の活用

- ・既存の協賛金は、協賛母体の経営状況等に左右されることがあり、継続して受けられるとは限らない
- ・企業等からの資金や寄附などをいかに獲得するかが課題。
- ・NPO法人への融資制度は、法人側には返済しなければならないお金のため、借り入れるハードルが高いのではないか。

### (2) 今後の方向性に関する主な意見

#### ①助成金関連

- ・助成金申請までを導く講座の実施など、補助・助成金の申請に関する中間支援が必要。
- ・助成金制度の目的の明確化や様々なニーズに対応できる助成金制度の見直し・整備が必要。
- ・助成金に限らず、活動の資金獲得に必要な事業計画作成に対する支援が重要である。

#### ②事業委託関連

- ・委託事業や指定管理事業の募集においては、十分な募集期間の確保や、行政と市民活動団体との対等性が確保される必要がある。

- ・委託事業等において、市民活動団体を優先させる仕組みは検討できないか。
  - ③寄附や民間資金の活用等
- ・市民活動を支える資金の安定化を確保するためにも、市民ファンドの設立が必要である。  
また、市民ファンドへ企業が寄附を行える仕組みも考慮する必要がある。
- ・市民ファンド設立に向け、市内企業の意識や意向に関する調査を実施してはどうか。
- ・市民の地域貢献意識を反映させる仕組みの導入が必要。
- ・広く市民の賛同を集めるため、クラウドファンディングの仕組みの導入・活用を図ってはどうか。
- ・低利子・無利子融資の導入など、NPO法人への融資制度の見直しも検討してはどうか。

### 8 行政の役割及び体制

#### (1) 課題に関する主な意見

- ・市における全庁的な協働推進体制が整備されていない。
- ・行政側の担当者が2～3年の短期間で異動してしまうため、継続的な相談ができない。

#### (2) 今後の方向性に関する主な意見

- ・市民活動施策の検討にあたっては、幅広い分野の行政職員の参加を期待したい。
- ・区役所に協働のコーディネーターとしての役割を期待したい。行政職員の異動に影響されない相談体制の確立も必要。
- ・活動に関わる幅広いステークホルダーの意見を集約する仕組みづくりが必要。

### 9 その他の意見交換（「公益性」の概念について）

支援指針では、市民活動の定義として、「ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動」としてしています。本委員会では、こうした市民活動の性質を「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」等と定義される「公益的な活動」ととらえられるのではないかと提起に関して意見交換を行いました。

#### 主な意見

- ・公益や、第三者のためと考えてやっていない活動もあるのではないかと。むしろ自らの課題や解決に向けての活動を開いていくことによって行われている活動である。
- ・公益というと、公助の意味にとれる。むしろ共助の範囲ではないかと。
- ・市民活動は、必ずしも公益を意識して始まったり、最初から公益性を持っているのではなく、むしろ自らが困っていることや身近な課題を解決しようという私益、共益的な視点から始まり、それが周囲の共感や協力を得て、公益性を獲得していくことがある。
- ・公益という、広く一般社会のためというより、自分の地域の課題解決のような、地域益

でないか。

- ・私益、共益、公益という分類があるなかで、「公益性」が高い活動を行う団体がすべて市民活動団体であるかという点、実態として共益的な団体の活動にも公益性が高いものがある。
- ・共益的な団体の活動に、公益性が高いものがあることがあったり、企業や事業者、法人、それらの部署などの活動が極めて公益的だったりすることもある。
- ・公益といっても行政公益のように多数決で決定され、法律・条例でお墨付きを与えられたものと異なり、特定少数のニーズをくみ取るような、かつ、それを市民が必要な活動だと認めることのあるような活動に当たり、そうした多元的な承認の場で認められるものが市民公益ではないか。
- ・「公益」には、「行政公益」と「市民公益」があり、行政公益は不特定多数のための最大公約数的な利益を指すが、市民公益は特定のニッチ部分（隙間）のニーズを拾い上げていくもの。
- ・行政が担っている活動は法令により判断されるが、市民が支える公益（市民公益）は、市民的な承認によって成り立っており、そこに先進性・開拓性がある。公益かもしれないものに機会を与えることともいえる。

### 第3章 今後の川崎市の市民活動支援に関する方向性への提言

本委員会では、第1章における川崎市での市民活動をめぐる現状の確認、第2章の市民活動支援に向けた課題と具体的方策に関する調査審議を踏まえ、今後の方向性を整理し、次の2点について委員会としての方向性を取りまとめました。1点目は、現行の支援指針について、その意義を確認した上で、今後の市民活動への支援のあり方を考える際に必要な視点を明らかにしました。2点目は、地域における活動の主体や取組が多様化しているなかで、地域課題解決に向けた活動を広く対象とした新たな施策の必要性を認識し、今後検討を進めていくにあたって具体的に議論すべき項目を掲げました。

#### 1 市民活動支援指針の果たした役割と今後の市民活動支援のあり方について考慮すべき視点について

##### (1) 現行の支援指針の意義について

- ・現行の支援指針については、第1章で述べたとおり、平成13（2001）年の策定以来、本市の市民活動支援施策を推進する上での基本方針としての役割を果たしています。1章「5 市民活動施策に係る課題」でも確認したように、現在市民活動が抱える課題をみると、活動の場、資金、人材、情報共有といった活動資源に関するものが大きな部分を占めており、この4つの活動資源について中間支援組織を通じた支援を行う必要性を謳った指針の基本的な方向性は、策定後10年余りを経た現在もなお有効であるといえます。
- ・一方、策定後の社会環境の変化としては、まず市民活動の形態の多様化があげられます。市民活動の認知度の向上やNPO法の整備に伴うNPO法人の増加に代表されるように、それまでボランティアサークルが中心であった市民活動団体の中から、事業性や継続性を追求する団体や、中間支援機能を指向する団体などが増えてきています。これらの様々な団体は、それぞれ特有の課題を抱えていることから、細やかな支援を行ううえでは、団体の状況に応じた支援のあり方が必要となっています。
- ・また、多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組む傾向が強まっていることも、近年の大きな傾向といえるでしょう。地縁型組織である町内会や自治会とともに、身近な課題意識を動機としている市民活動が地域課題解決の重要なアクターであることに変わりはありませんが、近年では企業や大学なども地域との連携や貢献に向けて強い関心を抱くようになっており、これら多様な主体が、それぞれの特性を活かしながら連携することにより、より効果的な活動となっている事例が全国的に見られるようになりました。これからの市民活動支援を考える上では、地域課題解決における市民活動と多様な主体の関係性について留意することが求められます。
- ・これらの社会環境の変化を踏まえて、今後の市民活動支援に対し、次の3つの方向性を取りまとめました。

(2) 今後の市民活動支援についての方向性

(ア) 多様なニーズに応じた支援手法の活用

- ・市民活動の活動範囲や手法・主体の多様化を受けて、それぞれの市民活動団体が必要とする支援も多様化しています。特に、事業性や継続性を指向する団体への支援は、従来型の支援とは異なるニーズがあるといえます。そうしたニーズに応える形で、全国的には例えば次のような取組みが生まれてきています。

【4つの資源に沿った新たな支援の具体例】

【活動の場】

- ・空き家、空き店舗等の活用事業
- ・シェアオフィス、レンタルオフィスなどの整備

【資金】

- ・事業規模に応じて簡単に寄付を募る仕組みの構築（クラウドファンディング等）
- ・コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの手法の活用

【人材】

- ・専門的知識を有する人が事業の立ち上げ期に参加する支援（プロボノによるハンズオン支援等）
- ・市民講座修了生などの活用

【情報共有】

- ・ICT技術の活用

【その他】

- ・企業や行政との協働を通じた信頼性の付与

- 今後の市民活動支援においては、活動の場、資金、人材、情報共有という活動資源の柱は変わらないとしても、多様な市民活動団体がそれぞれ必要とする支援ニーズに柔軟に応えられるよう、積極的に新たな手法を活用していくことが重要です。

(イ) 支援の体系化と中間支援機能の育成及びネットワーク化

- ・近年の地域課題解決に向けた取組における市民活動の役割の拡大が認知されるにつれて、様々なセクターが市民活動の支援を行うようになってきており、またその提供方法についても、支援の需要に応える形で様々な取組みが生まれてきています。
- ・一方、市内の市民活動団体の抱える課題をみると、必ずしも個々の市民活動団体が最適な支援にたどり着けない、段階に応じた継続的な支援が受けられていないという声もあり、団体のニーズと支援メニューのマッチングに課題があるといえます。
- ・このような状況に対しては、様々な支援を有機的に結びつけ、体系化・関連化することで、市民活動の状況に応じた、切れ目のない、細やかな支援が可能となります。

・また、市民活動と支援主体を結びつける中間支援組織についての連携も重要です。現行指針の策定時と比べ、現在では様々な特徴を持つ中間支援組織が誕生し、活躍し始めています。しかしながら、中間支援組織の多くは経営基盤の強化に課題を抱えています。

- 今後は、中間支援機能を担う多様な主体を育成しながら、市内においてどのような支援が行なわれていて、それらの支援が市民活動のどのようなニーズを充足させるのかということについて、支援施策の体系化と中間支援組織のネットワーク化による情報共有を通じて明確化し、効率的・効果的な支援体制を確立することが必要です。

### (ウ) コーディネーターやキーパーソンの育成

・多様な支援手法の活用や支援の体系化・ネットワーク化を考えると、最も重要になるのは中間支援組織や行政におけるコーディネート機能の充実です。市民活動支援に関する需要と供給をベストマッチさせるためには、施策や体制を充実することに加え、支援の需給双方に通じているコーディネーターの存在が不可欠です。

・さらに、市民活動そのもの、あるいは地域課題の解決そのものにおいてもコーディネート機能はきわめて重要な意義があります。地域課題が多様化する中、単体の団体や単独セクターで課題に対応していくことには自ずと限界が生じます。そこで、活動主体が他の団体や多様な主体と連携することで、活動の幅を広げ、質を高めることができるようになりますが、そのためには、多様な主体に通じるキーパーソンが必要となります。

- このように、コーディネート機能は、中間支援組織や行政、及び各活動主体に求められる今日的な機能であると言え、今後の市民活動支援や市民活動の発展を考える際には、コーディネート機能を担うコーディネーターやキーパーソンの育成に向けた取組みを行う必要があります。

### (3) 今後の市民活動支援施策及び支援指針について

- 支援指針については、その基本的な理念や方向性については現在もなお有効である一方、近年の社会状況の変化を踏まえた支援の方法やあり方を考えるとき、今回の方向性を踏まえながら支援施策を検討し、実行していくことが重要といえます。
- また、近年におけるマルチセクターによる地域課題解決という潮流をふまえると、市民活動についても、地域課題解決に関わる多くの主体のなかの一つの重要なセクターであるという捉え方が重要です。
- こうした動きは現行の支援指針においても市民が市民を支える仕組みを基本としている点で想定しているものですが、今後の市民活動やその支援のあり方を考えるに当たり、この具体的な潮流を踏まえたうえで、改めてもう一步踏み込んだ整理が求められます。

## 2 多様な主体による連携・協働に向けた新たな考え方の整理について

### (1) 多様な主体による公共の取組への認識

- ・ライフスタイルや価値観が多様化し、市民ニーズが高度化・複雑化する現代社会において、行政が独占的に公共的な活動を行っているわけではなく、市民間の支え合いや連携した活動、事業者によるサービスの提供など、ボランティアグループや市民活動団体、地域の事業者、企業などの多様な主体も公共的な分野を担っています。
- ・行政が担っていたサービスが外部化され、民間によって提供されるケースもあれば、当初は市民による活動から出発したサービスが、公にその必要性・重要性が認識され、行政サービスに組み込まれるケースもあるなど、行政と民間の境界は絶えず揺れ動いています。

- 公共の担い手の多元化や公共サービスの多様化等を改めて認識し、活動する団体の形態にこだわらず、市民的役割を持ちながら、一定の社会的課題の解決のための活動を行っている実態を広く捉える必要があります。また、関連する行政施策を検討する際には、このような現状を十分踏まえることが必要です。
- 行政と民間の役割分担の境界線はあいまいなもので、どこまでが行政の領域で、どこまでが市民の領域、という明確な分類はできませんが、誰が担えばより必要な人にサービスが届くのか、あるいは効果が高まるのか、などについて課題ごとに確認していくことが必要なのではないのでしょうか。
- また、あるべき姿や望ましい考え方について早急に整理できるものではありませんが、行政と市民が同じ場に立って、具体的な課題をベースに丁寧に対話を重ねていく必要があります。

### (2) 協働に関する考え方の整理と市民間連携

- ・テーマ型コミュニティと呼ばれることもある市民活動と、地縁型コミュニティと呼ばれる町内会・自治会の活動は、活動の目的やサービスの対象などが異なり、またそれぞれに対する行政の施策も異なっています。しかし同時に、これらの団体は共に地域コミュニティの構成員であり、重要な公共の担い手でもあります。
- ・川崎市自治基本条例では、市と市民の協働について規定していますが、地域における市民活動団体、町内会・自治会、商店会、企業など、多様な団体が有機的に連携しながら、地域課題の解決に向け共通の目的を持って活動していることを、広く協働と呼んでいる自治体もあります。
- 川崎市では、市と市民の間の協働の具体的な指針や、指針に基づく計画などについて、施策体系として整理していませんが、行政及び市民が協働の取組を進めていく際に、相

互にその目的や手法を確認できるよう、考え方を整理することが求められます。

- 併せて、地域における市民間の協働や連携の現状を踏まえ、それに対して行政がどのように対応していくべきかについても検討を進める必要があります。

### (3) 今後の検討項目と方向性の提案

#### (ア) 中間支援のあり方

- ・川崎市内には、全市・全領域への市民活動支援拠点としてかわさき市民活動センターが設置されているほか、市民活動団体が担う中間支援組織や公的機関が担う中間支援組織もそれぞれの活動目的に沿って、活動を行っています。
- ・市内における地域課題に取り組む活動は、活動主体も内容も多岐に渡っており、市民活動に対してはかわさき市民活動センター、全市的な町内会・自治会の活動に対してはかわさき自治財団、全市的な中小企業支援については川崎市産業振興財団、というように、対象となる活動主体を基本に、中間支援組織もそれに応じた活動を行っています。
- ・一方、地域における活動団体は、その活動内容に応じて必要とする資源も異なるため、身近な中間支援組織へ相談したり、資金支援を複数の中間支援組織に申し込んだりするなど、状況によって活動に対する支援を分野にまたがって活用しています。
- このような状況を鑑みると、活動支援の具体的な取組はそれぞれの領域に特化した中間支援組織が担うべきだと考えますが、各分野の中間支援組織をつなぎ、幅広い相談に柔軟に応じることができるような、総合的な支援体制が重要となります。また、将来的には、このような中間支援が、市内1ヶ所に限らず、市民により身近な区域で行われるような方向性が望ましいでしょう。
- 総合的な中間支援の機能を、行政や中間支援を行う団体が協力して担うことで、それぞれが持つ資源を有効に活用し、ニーズに対して効果的に対応することが可能となります。また、中間支援機能そのものを強化していくための取組も必要です。

#### (イ) 人材育成に向けた仕組みづくり

- ・地域では、退職したシニア世代や子育てが終了した世代など、知識と経験を生かして地域貢献をしたいが、取り組むきっかけがないという人達も多くいます。一方で、市民活動団体や町内会・自治会では、高年齢化やメンバーの固定化、専門的知識を有した人材の不足などが課題となっています。
- ・市内には、市民館の講座やKSソーシャル・ビジネスアカデミー、かわさき市民アカデミーなど、生涯教育や社会起業家の育成などといった観点から人材を育成する機関があり、修了生を多数輩出しています。

- 川崎のまちづくりに携わりながら、自分の知識と経験を生かして社会に貢献したいという地域の多様な人材が活躍できるよう、団体のニーズと人材をマッチングさせるための仕組みづくりが必要です。例えば、既存の人材育成機関や中間支援組織、行政が連携して、必要な人的支援を柔軟に行うことができるようなプラットフォームを作ることも一案です。
- 人材のマッチングには、地域や地域における活動に明るく、団体同士をつなげることができるようなコーディネーターが必要です。ただし、コーディネーターとしての機能を個人に期待するのではなく、中間支援組織や行政などが連携して地域のコーディネーターとなり得る人を探し、育成し、活躍してもらうための枠組みを整えることが求められます。

### (ウ) 寄附や市民ファンドを通じた市民社会のエンパワーメント

- ・少子高齢化社会の進展に伴い、今後ますます若年人口が減少し、高齢人口が増加していくなかで、福祉分野を中心としたサービスへのニーズが高まっていく一方、税金として行政に集約される資源は低減していくことが予想されます。
  - ・このような状況のもとでは、社会全体の限られた資源を、行政と民間とで協力しながら、必要なところに配分していくことが必要となってくるでしょう。また、その際は、行政資源だけではなく、民間が有する資源も活用していくことが求められます。
  - ・市民が、まちづくりに主体的にかかわり、その取組を拡大させていくためには、市民からの共感や応援を獲得しながら活動を進めていくと同時に、さまざまな資源を活用していくことが必要です。
- まちづくりの主役であり行政のパートナーである市民が行う公共的な活動に対して、社会全体が応援していく仕組みが重要です。
  - 寄附に関する法制度の改正や公益財団の形式で運営する市民ファンドの設立などは、市民が市民を支えるための具体的な制度・仕組みです。このような動きを今後も拡充させていくことが必要です。
  - 川崎市内で行われている市民ファンド設立の動きを見守り、さまざまな資源をつなげることができるような行政の姿勢が望まれます。

### (エ) 参加と協働によるまちづくりを推進していくための行政の体制

- ・行政と市民が共に協働・連携して、参加と協働によりまちづくりを推進していくにあたって、行政職員の異動等により、これまでの経緯やネットワークなどが一方的に分断されることは、地域全体にとってのマイナスとなります。市民のパートナーである行政側には、継続的な相談・支援体制が求められます。
- ・地域の資源を活用して課題解決に向けた取組を進めていく際には、地域で活動する団体

間のネットワークが大変重要になります。また、必要に応じて、組織や分野を横断してつながっていくことも有用です。同様に、行政機関内においても、局・区間での情報共有や連携した取組が求められますし、地域の中間支援組織や団体とのネットワークも必要です。

- ・市民が参加する「まちづくり協議会」や「区民会議」などにおいても、行政との協働による事業の実践や、市民活動団体への支援等が行われています。このような取組とも十分に連携した施策の推進が求められます。
- 市民に最も身近な区役所は、参加と協働の拠点としての重要性がますます高まっており、地域の活動団体との協働・連携にあたっては、組織的な体制が求められます。その上で、区役所職員に対しても、地域の活動団体とのつなぎ役や、地域の中間支援組織との連絡調整役としての期待が高まっています

### さいごに

本委員会では、市民活動支援のあり方の検討に加えて、地域の多様な主体が協働・連携して行政とともに地域の課題に対応していくにあたって検討が必要と思われる項目についても整理しました。支援指針の改訂にとどまらず、行政と市民、そして市民同士が、ともに協力してより豊かな地域を確立できるよう、早急にその協働や連携のあり方を模索し、進むべき方向性を整理することが求められます。

資料編

- 1 川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会について
  - (1) 委員会開催スケジュール及び委員名簿
  - (2) 設置要綱
  
- 2 川崎市市民活動支援指針について
  - (1) 川崎市市民活動支援指針
  - (2) 支援指針に基づく市民活動支援施策（年表）
  
- 3 川崎市自治基本条例
  
- 4 外部委員会からの報告書
  - (1) 第4期川崎市自治推進委員会 報告書概要
  - (2) 平成25年度包括外部監査 報告概要